

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起が休日に当たるときは、その翌日)

昭和五十八年四月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒夫

米子市ほか九か町村衛生施設組合と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 米子市ほか九か町村衛生施設組合（以下「甲」という。）は、職員の研修に関する事務の一部（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

(経費の負担及び予算の執行)

第二条 委託事務の管理及び執行に要する経費（人件費を除く。以下同じ。）は、甲の負担とし、甲は、あらかじめ、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、知事が、鳥取県自治研修所運営審議会の意見を聞いたうえ、甲の管理者（「以下「管理者」という。）と協議して定める。この場合において、知事は、委託事務に要する経費の見積書及び研修計画書を管理者に送付するものとする。

第三条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

第四条 知事は、各年度において、委託事務の執行に係る予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、同法第二百五十二条の二第二項の規定により告示する。

鳥取県告示第三百四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一

項の規定に基づき、次の規約により米子市ほか九か町村衛生施設組合の職員の研修に関する事務の委託を受けたので、同条第三項において準用する

同法第二百五十二条の二第二項の規定により告示する。

知事は、当該繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後すみやかに管理者に提出するものとする。

(決算の場合の措置)

第五条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十

三条第五項の規定により決算の要領を告示したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を管理者に通知するものとする。

(連絡会議)

第六条 知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため必要に応じて管理者と連絡会議を開くものとする。ただし、管理者の申出がある場合においても、連絡会議を開くことができる。

(条例等改正の場合の措置)

第七条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部を変更しようとする場合においては、乙は、あらかじめ、甲に通知しなければならない。

第八条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部が改正された場合には、知事は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

附 則

1 この規約は、昭和五十八年四月一日から施行する。

2 管理者は、この規約の告示の際、あわせて委託事務に関する乙の条例

等が甲に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

3 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもつてこれを打ち切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴つて生ずる剩余金は、すみやかに甲に還付

鳥取県告示第三百四十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、次の規約により鳥取県西部広域行政管理組合の職員の研修に関する事務の委託を受けたので、同条第三項において準用する同法第二百五十二条の二第二項の規定により告示する。

昭和五十八年四月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県西部広域行政管理組合と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 鳥取県西部広域行政管理組合（以下「甲」という。）は、職員の研修に関する事務の一部（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

(経費の負担及び予算の執行)

第二条 委託事務の管理及び執行に要する経費（人件費を除く。以下同じ。）は、甲の負担とし、甲は、あらかじめ、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、知事が、鳥取県自治研修所運営審

しなければならない。

議会の意見を聞いたうえ、甲の管理者（以下「管理者」という。）と協議して定める。この場合において、知事は、委託事務に要する経費の見積書及び研修計画書を管理者に送付するものとする。

第三条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

第四条 知事は、各年度において、委託事務の執行に係る予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、知事は、当該繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出約閉鎖後すみやかに管理者に提出するものとする。

（決算の場合の措置）

第五条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十三条第五項の規定により決算の要領を告示したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を管理者に通知するものとする。

（連絡会議）

第六条 知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため必要に応じて管理者と連絡会議を開くものとする。ただし、管理者の申出がある場合においても、連絡会議を開くことができる。

（条例等改正の場合の措置）

第七条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部を変更しようとする場合においては、乙は、あらかじめ、甲に通知しなければならない。

第八条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を甲に

通知しなければならない。

附 則

1 この規約は、昭和五十八年四月一日から施行する。

2 管理者は、この規約の告示の際、あわせて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

3 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る收支は、廃止の日をもつてこれを打ち切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴つて生ずる剩余金は、すみやかに甲に還付しなければならない。

鳥取県告示第三百四十六号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十六条の二の規定に基づき、鳥取県行政書士会会則の変更を昭和五十八年四月一日認可したので、行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）第十八条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年四月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

一 変更事項

- 1 行政書士の登録の移転に関する規定を新設したこと。
- 2 会員の処分に関する規定を新設したこと。
- 3 入会及び退会に関する規定を改正したこと。

三 変更事項の施行の日

昭和五十八年四月一日

鳥取県告示第三百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北谷土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年四月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

就任した役員の氏名及び住所

理 事 森 本 剛 倉吉市長谷四三一
昭和五十八年三月十九日就任 任期昭和六十一年二月二十三日まで

鳥取県告示第三百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり閑金土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年四月八日

退任した役員の氏名及び住所

理 事 西 田 敬 一 東伯郡閑金町大字泰久寺六一四
昭和五十八年三月二十八日退任

鳥取県告示第三百四十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年四月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年四月十三日 鳥取県指令受都計第三十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市田島字上土居

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市中区基町六番七七号

中國電気通信局

建築部長 井坂 宏

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

昭和五十八年四月八日